

消 防 災 第 24 号
平成 30 年 2 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「洪水警報の危険度分布」の活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、平成29年7月九州北部豪雨災害など、集中豪雨等により急激に水位が上昇する傾向がある中小河川において、多数の死者・行方不明者が発生するなど、甚大な被害が生じております。

消防庁では先般、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」（平成29年12月8日付け府政防第1546号・消防災第160号）において、水害発生のおそれがある場合に避難勧告等の発令の引き金となる情報を整理することや洪水予報河川・水位周知河川以外の「その他河川」に係る避難勧告等の発令基準を策定することなどについて、要請しているところです。

この度、消防庁において、関係自治体及び気象庁の協力のもと、平成29年7月から気象庁による提供が開始された新たな防災気象情報である「洪水警報の危険度分布」の実例等について、別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び貴管内市町村に対し、「洪水警報の危険度分布」を有効に活用することを周知していただくとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月内閣府（防災担当））も参考の上、貴管内市町村による「洪水警報の危険度分布」を活用した避難勧告等の発令基準の策定に当たり、必要な支援をお願いいたします。

また、気象台と連携の上、各地域の洪水害の実例について、「洪水警報の危険度分布」の変化と実際の河川氾濫の状況の関連性等を検証し、「洪水警報の危険度分布」の有効性を確認するとともに、さらなる精度向上に向け、気象台による検証等に積極的にご協力してくださるようお願いいたします。

【担当】

消防庁国民保護・防災部防災課
光永災害対策官、和田係長、加藤事務官
電 話：03-5253-7525
F A X：03-5253-7535

「洪水警報の危険度分布」の活用について〔概要〕

集中豪雨等により急激に水位が上昇する傾向がある中小河川における避難勧告等の発令の必要性を見極めるに当たり、河川水位等の現地情報に加え、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、「洪水警報の危険度分布」を活用することが有効であることを確認。

新潟県における精度の検証

例1：増沢川（新潟県魚沼市）の状況（平成29年7月18日）
避難勧告発令時刻：12時00分



⇒ 破堤の約3時間前に発災する可能性を予測できた

平成29年7月九州北部豪雨災害における状況

例2：赤谷川（福岡県朝倉市）の状況（平成29年7月5日）
避難勧告発令時刻：14時26分



⇒ 「洪水警報の危険度分布」を現地情報と組み合わせて活用することにより、避難勧告等の発令が可能

まとめ

○ 「洪水警報の危険度分布」の防災対応への活用に一定の成果が見られた。

・ 洪水害発生の危険度が高まっている地域の現地状況確認のトリガーとして活用

・ 水位計等がない場合の暫定的な対応として、現地情報と組み合わせることによる適時的確な避難勧告等の発令